第五十五条の七第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）及び「又は分割承継法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第四項及び第五項中「、第十二項及び第十四項」を「及び第十二項」に改め、同条第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とする。

第五十六条第二項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第六項及び第七項中「、第十五項及び第十七項」を「及び第十五項」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とする。

第五十七条の五第七項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立に係る」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第十二項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十七項を削り、同条第十八項を同条第十七項とする。

第五十七条の六第四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立に係る」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第八項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第九項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とする。

第五十七条の八第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第六項及び第七項中「、第十五項及び第十七項」を「及び第十五項」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とする。

第五十七条の九第二項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項第一号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削る。

第五十七条の十第一項中「法人（」の下に「法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち」を加え、「における資本金の額」を「において資本金の額」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「第五十二条第二項」の下に「又は第六項」を加え、「同項中「計算した金額（第六項」に改め、「第五十七条の十第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「同条第一項又は第二項に」に、「金額」とする」を「金額（第六項」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人が法人税法第五十二条第六項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

第五十八条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同条第五項中「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割により分割承継法人に鉱業事務所の全部又は一部を移転した場合」を削り、「若しくは海外探鉱準備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなつた鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）」を「又は海外探鉱準備金の金額」に改め、同条第六項及び第七項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

第六十一条の二第一項中「法人で、」の下に「認定農業生産法人等（」を加え、「、農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項」を「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項」に、「又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号ロに掲げるもの（第三項において「認定農業生産法人等」という」を「をいう。第三項において同じ」に、「、同法」を「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に、「計画として政令」を「ものとして財務省令」に改める。

第六十一条の三第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「（清算中の各事業年度を除く。）」を削り、「である法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十二条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額」、「（これらの規定を同法第百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条」及び「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の十二まで」を「第四十二条の十一まで」に、「、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項」を「及び第四十二条の七第二項」に、「第四十二条の十一第二項、」を「第四十二条の十第二項」に、「第四十二条の九第一項」を「第四十二条の十第一項」に、「第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一第二項」に、「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項」に改める。